

No. 28 1991. 6. 28

コンピュータ・プログラムの保護に関するEC指令

— 5月14日のEC閣僚理事会が採択 —

<input type="checkbox"/> はじめに	1
<input type="checkbox"/> コンピュータ・プログラムの保護に関するEC指令	2
<input type="checkbox"/> おわりに	8

はじめに

1992年の市場統合を控えたECは、現在、産業政策や関係法令の統一のための作業を急いでいる。12の加盟国には、それぞれ固有の産業政策、法制度が存在するが、統一実現のためには、その中のいくつかについて調和を図る必要があるためである。

このことは、コンピュータ・プログラムの法的保護についても例外でなく、EC域内における調和を目指し、活発な活動が行われてきた。このような中、欧州共同体（EC）閣僚理事会が5月14日、「コンピュータ・プログラムの保護に関する指令（Directive）」を最終的に採択した。今回の指令により、12の加盟国は、1993年1月1日までに各国内法を同指令に沿ったものに修正することとなった。

□ コンピュータ・プログラムの保護に関する E C 閣僚理事会指令

E C 閣僚理事会は、

欧州経済共同体 (E E C) 設立条約、殊に第 100 条 a に鑑み、

委員会からのプロポーザルに鑑み、

欧州議会と協力し、

経済社会委員会の意見に鑑み、

コンピュータ・プログラムは現在、既存の法律によって全加盟国において明確に保護されているわけではなく、法律がある場合にも、保護の内容は異なっており、

コンピュータ・プログラムの開発には、莫大な人的、技術的及び財産的資源の投下が必要であるが、一方、独立して開発するのに必要な費用に比べ極めて少額の費用で複製することができ、

コンピュータ・プログラムの役割は、幅広い産業分野で、次第にその重要性を増しており、コンピュータ・プログラム技術は、E C 共同体の産業上の発展にとって基本的な重要性を有するものと考えられ、

加盟国の法律によって付与されているコンピュータ・プログラムの法的保護には若干の差異があり、コンピュータ・プログラムに関する共同市場の機能に、直接的かつ否定的な影響を及ぼし、かかる相違は、加盟国がこの主題に関する新しい法制を導入することにより一層大きくなり得るものであり、

現存する差異はかかる影響を持つので解消される必要があり、また新しい相違が生じるのを防ぐ必要があり、一方、共同市場の機能に実質的な程度の悪影響を及ぼさない差異は解消される必要はなく、またその発生を防止する必要もないものであり、

従って、コンピュータ・プログラムの保護に関する共同体の法的枠組は、まず第 1 に、加盟国が、コンピュータ・プログラムに、リテラリ・ワークとして著作権法上の保護を与えることを確立すること、さらに、誰及び何が保護されるべきか、保護される者が特定の行為を許諾または禁止するために依拠することができる排他的権利、及び、どの程度の保護期間が適用されるべきか、を確立することに限定され、

本指令で用いる場合、コンピュータ・プログラムという用語は、ハードウェアに内蔵されたものを含む一切の形式のプログラムを意味し、また、この用語には、コンピュータ・プログラムの開発につながる準備段階の設計作品 (preparatory design work) を含む。但し、かかる準備段階の作品の性質は、後の段階にこれよりコンピュータ・プログラムが作成され得るものでなければならず、

あるコンピュータ・プログラムがオリジナルな作品であるか否かを判断する際に適用される基準に関して、プログラムの質的または審美的価値に関するテストは、一切適用され

るべきでなく、

EC共同体は国際的標準化の促進に全面的に賛同するものであり、

コンピュータ・プログラムの機能は、コンピュータ・システムの他の構成部分及びユーザと通信及び共働することであり、この目的のために、ソフトウェア及びハードウェアの全要素が、所期の機能目的に必要な一切の場合において、他のソフトウェア、ハードウェア及びユーザと共働することを許容するために、論理的、（及び、それが妥当する場合には）物理的な相互接続（interconnection）および相互稼働（interaction）が必要であり、

ソフトウェア及びハードウェアの全要素間のかかる相互接続及び相互稼働の手段を規定したプログラム部分は、一般に「インタフェース」と呼ばれており、

この機能的相互接続及び相互稼働は、一般に「インタオペラビリティ」と呼ばれ、かかるインタオペラビリティは、情報を交換し、交換された情報を相互に使用することができることであると定義され、

疑問を避けるために、本指令に基づく著作権によって、コンピュータ・プログラムの表現だけが保護され、プログラム要素一切の基礎にあるアイデア及び原則（プログラムのインタフェースの基礎にあるアイデア及び原則を含む）は保護されない、ということ明らかにしなければならず、

この著作権の原則に従って、ロジック、アルゴリズム及びプログラミング言語が、アイデアや原則を構成する限り、それらのアイデア及び原則は、本指令の下では保護されず、

加盟国の立法及び判例、ならびに、国際的な著作権条約に従い、それらのアイデア及び原則の表現は、著作権によって保護され、

本指令で用いられる場合、「レンタル」という用語は、コンピュータ・プログラムまたはその複製物を一定期間かつ営利目的で利用に供することを意味し、この用語には公の貸与（public lending）は含まれず、従って、本指令の範囲外にあり、

未許諾の複製を防ぐための著作者の排他的権利は、コンピュータ・プログラムの場合、合法的取得者によるプログラムの使用のため技術的に不可欠な複製を許容するために、限定的な例外に服さねばならず、

これは、合法的に取得されたプログラムの複製物の使用に不可欠なロード及び実行の行為、ならびに、エラー修正の行為を意味し、契約によって禁止することはできないものである。他方、契約による特段の定めがない場合には、（プログラムの複製物が販売された場合を含み）、プログラムの複製物の使用に不可欠なその他の行為は、その複製物の合法的取得者により、所期の目的に従って、実行され得るものであり、

コンピュータ・プログラムを使用する権利を有する者は、プログラムの機能の調査、研究、テストに不可欠な行為を実行することを妨げられてはならない。但し、それらの行為は、プログラムの著作権を侵害するものであってはならず、

既に利用に供されたコンピュータ・プログラムの複製物において、無許諾のコードの再

製、コード形式の翻訳、翻案及び改変は、著作者の排他的権利の侵害を構成するものであり、

にもかかわらず、独立して創作されたプログラムと他のプログラムとの相互運用性を達成するのに必須の情報を入手するためには、第4条a項及びb項に規定するコードの再製や形式の翻訳が不可避である状況が存在するものであり、

従って、限定された状況において、プログラムの複製物を使用する権利を有する者か、またはその者の代わりの者による再製及び翻訳行為の遂行は、合法的で、公正な慣習に沿ったもので、それ故、権利者の許諾が必要でないと見做さねばならず、

この例外の目的は、(異なる製造者のものを含む) コンピュータ・システムの一切の構成部品との接続を可能とすることであり、それによってそれらは共働し得るのであり、

かかる著作者の排他的権利の例外は、権利者の合法的な利益を侵害し、または、プログラムの通常の利用に抵触する方法で用いられてはならず、

文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約を遵守するために、保護期間は、著作者の生存期間および著作者の死亡年の翌年の1月1日から50年とし、無名または変名の著作物の場合には、著作物が最初に発行された年の翌年の1月1日から50年とし、

著作権法上のコンピュータ・プログラムの保護は、正当な場合には、その他の保護形式の適用を妨げるものではないが、第6条または第5条2項、3項に規定されたことに反する一切の契約条項は、無効とされるべきであり、

本指令の規定は、支配的供給者が本指令に定義されたインタオペラビリティのために必須の情報を利用可能とすることを拒絶した場合には、EEC条約第85条および第86条にもとづく競争規律の適用を妨げるものではなく、

本指令の規定は、通信セクターにおいてインタフェースの公表に関して既に制定されたCommunity law、または、情報技術及び通信分野において標準化に関する理事会決定の、特別の要求を害するものではなく、

本指令は、本指令が取り上げていない点に関して、ベルヌ条約に従って各国内法に規定された制限に影響を及ぼすものではない。

よって本指令を採択した。

第1条：保護の客体

1. 本指令の規定に従って、加盟国は、コンピュータ・プログラムを、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の用法によるリテラリ・ワークとして著作権により保護する。本指令において、「コンピュータ・プログラム」という用語には、準備段階の設計資料 (preparatory design material) を含む。

2. 本指令の規定に従った保護は、コンピュータ・プログラムのいかなる形式の表現にも適用される。コンピュータ・プログラムの一切の要素の基礎にあるアイデアや原則（プログラムのインタフェースの基礎にあるものを含む）は、本指令上の著作権によって保護されない。
3. コンピュータ・プログラムは、著作者自身の知的創作という意味においてオリジナルであれば保護される。保護の適格性を判断するにあたって他の一切の基準は適用されない。

第2条：プログラムの著作者

1. コンピュータ・プログラムの著作者は、プログラムを創作した自然人、自然人のグループまたは（加盟国の法律が認めている場合は、その法律により権利者と指定された）法人とする。collective worksが加盟国の法律により認められている場合には、当該加盟国の法により著作物を創作したとされる者を、著作者とみなす。
2. 自然人のグループが共同で創作したコンピュータ・プログラムに関して、その排他的権利は、共同で保有されるものとする。
3. 従業員が職務遂行上または雇用者の指示に従って作成したコンピュータ・プログラムについては、契約に別段の定めがない限り、雇用者が排他的に全ての著作（財産）権を行使する権原を有する。

第3条：保護を受ける者

1. 各国の著作権法上リテラリ・ワークに適用される保護が、全ての自然人または法人に対し与えられるものとする。

第4条：禁止される行為

第5条及び6条の規定の場合を除き、第2条で規定する権利者の排他的権利は、下記を行ないもしくは下記を許諾する権利を含む。

- (a) 手段および形式、もしくは、部分か全体かを問わず、コンピュータ・プログラムのロード、表示、実行、伝送または格納に際し、再製を必然的に伴う場合は、権利者の許諾を必要とする。
- (b) コンピュータ・プログラムの翻訳、翻案、改変及びその他の変更、並びに、それらの結果の再製。但し、当該コンピュータ・プログラムを変更する者の権利は、妨げられない。
- (c) 原コンピュータ・プログラムまたはその複製物の公衆への頒布（貸与を含む）。権利者またはその同意者による、複製物のEC域内におけるファースト・セールで、当該複製物の域内での頒布件は消尽する。但し、プログラムまたはその複製物をさらに貸与することを制限する権利は、妨げられない。

第5条：禁止される行為の例外

1. プログラムの合法的な取得者が所期の目的に従ってプログラムを使用するために必要な場合（エラー修正を含む）、契約上特段の定めがない場合に限り、第4条a号、b号に該当する行為には、権利者の許諾を要しない。
2. コンピュータ・プログラムを使用する権利を有する者によるバックアップ・コピー（a back-up copy）の作成は、使用のため必要な場合に限り、契約によって禁止されない。
3. コンピュータ・プログラムの複製物を使用する権利を有する者は、権利者の許諾なく、プログラムの要素の基礎にあるアイデアや原則を確認するためにプログラムの機能の調査、研究、テストを行う権利を有する。但し、プログラムのロード、表示、実行、伝送または格納を実行中に当該行為を行う場合に限る。

第6条：デコンパイルーション

1. 第4条a号、b号に定めるコードの再製及び形態の翻訳が、独立して創作されたコンピュータ・プログラムと他のプログラムとのインタオペラビリティを達成するのに必要な情報を取得するために不可欠な場合には、権利者の許諾は必要とされない。その場合、以下の条件が満たされなければならない。
 - (a) ライセンサー、プログラムの複製物を使用する権利を有する者、それらの者に代わって授權を受けた者によって行われる行為。
 - (b) インタオペラビリティを達成するために必要な情報が、a号に規定する者に対して予め利用可能でなかったこと。
 - (c) これらの行為が、原プログラムの、インタオペラビリティを達成するために必要な部分に限定されていること。
2. 1項の規定は、これによって取得された情報について下記を許さない。
 - (a) 独立して創作されたコンピュータ・プログラムのインタオペラビリティ達成以外の目的で情報が用いられること。
 - (b) 独立して創作されたコンピュータ・プログラムのインタオペラビリティ達成を必要な場合を除き、他者へ情報を与えること。
 - (c) 表現が実質的に類似したコンピュータ・プログラムの開発、製造、販売またはその他の著作権侵害行為のために、情報を用いること。
3. 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の規定に従い、本条の規定は、権利者の合法的な利益を著しく侵害し、またはコンピュータ・プログラムの通常の利用に抵触する方法で適用される解釈を許すものではない。

第7条：保護の特別措置

1. 第4条、5条、6条の規定をそこなわない限り、加盟国は自国法により、下記のa号、b号、c号に挙げた行為を行った者に対し、「権利者」の適切な救済措置を定めるものとする。
 - (a) 侵害複製物であることを知っているか、または、そう信ずる理由があるのに、プログラムの複製物を流通させる行為。
 - (b) 侵害複製物であることを知っているか、または、そう信ずる理由があるのに、プログラムの複製物を商業目的で所持する行為。
 - (c) コンピュータ・プログラムを保護するために用いられる技術的装置を無許可で除去または回避することを容易にすることだけを目的として、その装置を流通させ、または商業目的で所持する行為。
2. 関係加盟国の法律に従って、コンピュータ・プログラムの侵害複製物一切は、差し押さえの対象となる。
3. 加盟国は、1項c号に規定する手段一切の差し押さえを規定することができる。

第8条：保護期間

1. 保護は、著作者の生存期間及び死後50年または最後に死亡した著作者の死後50年とする。コンピュータ・プログラムが無名、変名の著作物であるか、あるいは第2条1項に従い国内法によって法人が著作者として指示されている場合には、保護期間は、コンピュータ・プログラムが最初に合法的に公衆に提供された時点から50年とする。保護期間は、上記事象の発生した翌年の1月1日から起算するものとする。
2. 1項において規定された期間よりも長い保護期間を既に持つ加盟国は、著作権の保護期間が、より普遍的な方法でCommunity Lawにより調整される時まで、現在の期間を維持できる。

第9条：他の法律条項の適用の継続

1. 本指令の規定は、特許権、商標、不正競争、トレードシークレット、半導体保護、契約法その他一切の~~法律~~法律条項を妨げるものではない。第6条または第5条2項、3項に定められた禁止条項に反する契約上の取り決めは無効である。
2. 本指令の規定は、1993年1月1日までに完了した行為及び得られた権利を妨げない限り、同日以前に創作されたプログラムにも適用される。

第10条：最終規定

1. 加盟国は、1993年1月1日以前に、本指令に従うために必要な法律、規則および行政規則を施行しなければならない。加盟国はこれらの措置を採択した際、その措置中に本指令への言及規定を設けるか、公布にあたって言及を行う。かかる言及の作成方法は、加盟国により規定される。
2. 加盟国は、本指令が所管する分野において採択する国内法の規定を委員会に提出するものとする。

本指令が、各加盟国に宛てられた。

□おわりに

本指令の成立までには、日米欧の三極間で様々な交渉が行われた模様である。リバースエンジニアリングに対する規定が、その議論の中心課題であった。

本指令では、

第一に、第5条3項により、プログラムの複製物を使用する権利を有する者が「アイデアや原則を確認するためにプログラムの機能の調査、研究、テストを行うこと」は、合法的な行為とされる。但し、プログラムのロード、表示、実行又は格納を実行中に行う場合に限られるので、その他の行為態様を伴う場合は本項によって許容されるものではない。

第二に、第6条で、デコンパイルーションが許される条件について規定している。要するに、インタオペラビリティを達成するのに必要な情報を取得するために複製や翻案をすることは、合法的な行為とされる。細かい条件が色々となっているが、「インタオペラビリティ」がキー概念である。前文においては、「情報を交換し、交換された情報を相互に使用することができることである」という定義を用いている。

上記の二規定は（第5条2項のバックアップ・コピーの許容と合わせ）、契約によっても排除できない、つまり強行規定とされている。